最終更新日：2017年6月30日
株式会社C＆Fロジホールディングス
代表取締役社長　林原　国雄
問合せ先：03-5291-8100
証券コード：9099
http://www.cflogi.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

(1) 基本的な考え方
当社は、名糖運輸株式会社および株式会社ヒューテックノオリンを子会社とする共同持株会社であります。一般社会および投資家の信頼を維持・獲得するため、企業倫理の重要性を認識し、企業経営におけるチェック体制の明確化と牽制機能の強化を図るとともに、より透明で公平・公正・迅速な企業情報の開示に努めることをコーポレートガバナンスの基本的な考え方としております。

(2) 監査役会設置会社を選択
当社は監査役会設置会社であり、取締役会および監査役・監査役会が、取締役の職務執行の監督・監査を行っております。企業運営において、業務に精通した取締役が的確かつ迅速な経営判断を行うために、この方式が合理的であると判断しているためであります。

(3) 経営監視機能
監査役は、取締役会に出席するほか、常勤の監査役は、経営会議等経営に関わる重要案件の審議や決定が行われる会議には全て出席しております。併せて、日常業務における稟議書、諸報告書も閲覧しており、取締役の職務執行の全般にわたり十分な監視が出来る体制となっております。

(4) 指名委員会、報酬委員会の設置
当社は取締役の選任プロセスの透明性ならびに客観性を確保し、代表取締役に人事権が集中することへの回避を目的とする任意の「指名委員会」と、当社の役員報酬の決定プロセスの透明性および客観性の確保ならびに役員報酬体系の基本方針の決定と妥当性の確保等を目的とする任意の「報酬委員会」を設置しております。なお、その構成は透明性を確保するため、社外役員が過半数を占めており、両委員会ともにその構成メンバーは、代表取締役、上席役付取締役、独立役員および社外役員と定め、委員長は社外取締役が務めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2－4】(株主総会の電子行使・招集通知の英訳)
当社は、株主が議決権を行使しやすい環境作りが必要であると認識しておりますが、機関投資家や海外投資家の比率等を勘案し、現在は議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳を実施しておりません。今後、株主構成の推移を見ながら、その採用を判断致します。

【補充原則3－1－2】(英語での情報の開示)
当社は海外投資家への情報開示の重要性を鑑み、決算説明会資料のごく一部を英訳し、ホームページに掲載しておりますが、引き続き、海外投資家等の比率等を勘案し、招集通知の英訳等を進めてまいります。

【原則4－2】(取締役会の役割・責務)、【補充原則4－2－1】(業績連動報酬、株式報酬の適切な設定)
当社は、取締役会で決議すべき事項について、十分な審議検討を行い、決定した内容については、取締役会の支援のもと経営幹部がこれを執行しております。また、経営陣の報酬については会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に考慮し、報酬委員会の審議をもって決定しております。現在、経営陣の報酬に中長期的な業績を反映するインセンティブ・プランの導入について検討を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4】(いわゆる政策保有株式)
当社は、良好で安定的かつ継続的な取引関係の維持、事業戦略上の重要性などを鑑み、中長期的な企業価値の向上を図るため、必要と認める会社の株式を保有しております。また、企業価値の向上の効果が乏しいと判断される銘柄については、市場への影響や財務戦略など様々な事情を考慮したうえで、売却致します。政策保有株式に関する議決権行使の考え方としては、当社および投資先企業の中長期的な価値向上の観点から、すべての保有株式について議決権を行使致します。議決権行使については、保有目的、当該会社の経営・財務状況を勘案し、議案ごとの賛否を総合的に判断致します。

【原則1－7】(関連当事者間の取引)
当社は、役員ならびに主要株主との取引に関しては、会社および株主共同の利益を害することのないよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明らかな場合を除き、複数の社外役員を含む取締役会において審議した上での承認事項としております。また、会社法、財務諸表等規則で定める「関連当事者との取引」に該当する場合は、有価証券報告書に記載しております。なお、同報告書の作成は取締役会への決議事項としております。

【原則3－1】(情報開示の充実)
(ⅰ)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
当社ホームページにある「中期経営計画(第一次)に関するお知らせ」において、当社グループの目指す姿を定めております。

(ⅱ)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と 基本方針
本報告書の「1.1基本的な考え方(1)」に記載しております。

(iii)取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社は任意の諮問機関として報酬委員会を設置しております。各取締役の報酬額はその妥当性等について、報酬委員会での検討を経た上で、その審議を踏まえて取締役会で決定することとしております。社内取締役の報酬は、基本報酬と賞与で構成し、独立社外取締役については固定報酬としております。

(iv)取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続き
当社は任意の諮問機関として指名委員会を設置しております。当社の取締役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とし、指名委員会がその適性等について検討した上で、その審議を踏まえて取締役会で決定致します。なお、監査役については、監査役会の同意を得て指名しております。

(ｖ)取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明各候補者の選任理由は当社ホームページに掲載されている第2回定時株主総会招集ご通知の参考書類に記載のとおりでございます。

【補充原則4－1－1】(委任の範囲)
取締役会は、業務執行者による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令上取締役会が決定すべき事項(株主総会に関する事項、人事・組織に関する事項、決算に関する事項、株式等に関する事項、一定規模を超えるＭ＆Ａ・投融資に関する事項等)およびあらかじめ取締役会で定めた取締役会規程に規定する事項を決議し、その他の業務執行については取締役会で定めた業務分掌にもとづき、経営会議または各業務執行取締役にその決定を委任しております。

【原則4－8】(独立社外取締役の有効な活用)
取締役会の監督機能を高める観点から、現在2名の独立社外取締役を選任しており、両名とも独立役員として東京証券取引所に届け出ております。なお、当社は現在のところ、3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考えておりません。

【原則4－9】(独立社外取締役の独立性判断基準および資質)
当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4－11－1】(取締役会の多様性、規模に関する考え)
当社の取締役会の人数は、定款で定める員数である12名以内とし、実効性ある経営体制および取締役会における実質的な議論を確保するために必要且つ適切な人数で構成することとしております。また、取締役候補者の選定に当たっては、客観性および透明性を高めるため、任意の諮問機関である指名委員会で検討した上で、取締役会がその多様性および専門性の確保の観点に十分配慮して決定しております。

【補充原則4－11－2】(取締役・監査役の兼任状況)
社外監査役 髙木 伸行は、株式会社ラクトジャパンの社外取締役、株式会社エランの社外監査役を兼任しております。その他の取締役および監査役は、他の上場会社の役員を兼任しておりません。

【補充原則4－11－3】(取締役会の実効性評価)
当社取締役会は、取締役会の実効性の分析・評価を行うにあたり、平成28年度は取締役会の運営状況等に関するアンケート調査を、取締役および監査役全員を対象に実施し、得られたアンケート結果を基に取締役会において議論を行いました。なお、アンケートの実施・集計においては外部機関に委託しております。その結果、取締役会の実効性が概ね確保されていることを確認いたしました。一方、取締役会資料の事前配布の徹底や、取締役・監査役に対するトレーニングの強化といった点などが課題として挙げられ、取締役会審議の更なる活性化に向け、引き続き、活発な議論を促進するための環境整備に取り組むべき点を確認いたしました。

【補充原則4－14－2】(トレーニングの方針開示)
当社は、取締役および監査役が、その役割および機能を果たすために必要とする、経済情勢、業界動向、コンプライアンス、コーポレートガバナンス、および財務会計その他の事項に関する情報を収集・提供し、取締役および監査役の職務執行を支援しております。また、必要に応じてe-ラーニングや外部講師を招き、コンプライアンスやコーポレートガバナンスについて講習を行うことで、その役割および責務を果たすために必要となる知識の習得を支援しております。加えて、社外取締役・社外監査役には当社グループの企業理念、経営方針、事業活動および組織等に関する理解を深めることを目的に、就任時に、これらに関する情報提供を行っており、就任後も継続的に、これらに関する情報提供を行っております。

【原則5－1】(株主との建設的な対話に関する方針)
当社は、株主等との建設的な対話を重視し、経営幹部を中心に様々な機会を通じて対話を持つように努めております。
(ｉ)IR体制
管理担当取締役を責任者に、広報IR部がIR活動を推進しております。また、開示資料の作成等にあたっては、総務・経営企画・経理・営業・施設など社内関連部署の協力を得ております。

(ii) 対話の方法
株主・投資家とのコミュニケーションの機会として、株主総会をはじめ、半年ごとの決算説明会、個別ミーティングなどを開催し、当社の経営状況や事業活動についての説明に努めております。
なお、株主・投資家との対話に際してはインサイダー情報の漏洩防止を徹底し、「重要情報の管理および株券等の内部者取引防止に関する規程」を定めインサイダー情報の管理を徹底しております。

(iii) 社内へのフィードバック
IR活動を通じて得られた株主・投資家からの主な意見や経営課題については、経営幹部や取締役会等に対し適切に報告し、経営の改善に役立てております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
マルハニチロ株式会社	2,018,400	7.85
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1,656,800	6.44
協同乳業株式会社	1,491,900	5.80
農林中央金庫	1,243,800	4.84
共栄火災海上保険株式会社	1,218,800	4.74
ヒューテックノオリン取引先持株会	908,340	3.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	802,200	3.12
JA三井リース株式会社	710,136	2.76
ヒューテックノオリン従業員持株会	694,147	2.70
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 雪印メグミルク口再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	596,160	2.32

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1.上記では、自己株式2,132株を除いております。
2.上記大株主の状況は、平成29年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 更新	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4.支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5.その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小澤　渉	他の会社の出身者							△				
水谷　彰宏	他の会社の出身者							△				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小澤　渉	○	―――	損害保険会社での経営者としての豊富な経験と高い識見を備えており、当社の経営全般の監視と有効な助言を期待できます。また、当社グループの主力事業会社である株式会社ヒューテックノオリンの社外監査役および社外取締役としての実績を踏まえ、独立性のある社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し選任いたしました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、約1年9ヵ月となります。

水谷　彰宏	○	―――	長年にわたる上場食品メーカーの経営者としての豊富な経験と高い見識をもとに、社外取締役の立場から物流改善策に対してアドバイスするなど、取締役会の意思決定の妥当性･適正性を確保するための助言･提言を行っており、今後も社外取締役としての職務を遂行していただけるものと判断し選任いたしました。 なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、約1年9ヵ月となります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	7	0	3	2	0	2	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	7	0	3	2	0	2	社外取締役

補足説明 更新

指名委員会、報酬委員会の設置
当社は取締役の選任プロセスの透明性ならびに客観性を確保し、代表取締役に人事権が集中することへの回避を目的とする任意の「指名委員会」と、当社の役員報酬の決定プロセスの透明性および客観性の確保ならびに役員報酬体系の基本方針の決定と妥当性の確保等を目的とする任意の「報酬委員会」を設置しております。なお、その構成は社外役員が過半数を占めており、両委員会ともにその構成メンバーは、代表取締役、上席役付取締役、独立役員および社外役員と定め、委員長は社外取締役が務めております。なお、任期は原則1事業年度（役員退任時は本委員も退任する）と定めております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人は期中監査を含め、監査概況を監査役に報告する中で、意見交換を行い、監査役の業務遂行に反映させております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
戸田　等	他の会社の出身者									△				
髙木　伸行	他の会社の出身者													
舘　充保	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
戸田　等	○	平成17年7月まで当社の主要株主（農林中央金庫）に在籍しておりましたが、同庫を退職後10年以上が経過しております。また、当社は同庫以外にも金融機関との取引を日常的に行っており、銀行取引における主要取引銀行との取引比率は突出したものではなく、経営上、主要取引銀行のみに依存している状態もありません。従いまして、同庫は主要取引先銀行ではありますが、同庫の当社の経営に対する影響度は決して高いものではないと考えます。	金融機関での豊富な経験と高い識見を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を備えていることから、更なる監査体制の強化を期待できると判断したことによるものであります。また、同氏は監査役会議長の立場にあって取締役会においても第三者の影響を受けることなく、適時適切な発言により経営の監視を行っており、独立的な見地で監査役業務を遂行しております。以上のことから、当社は同氏を一般株主と利益相反が生じる者ではなく適任であると判断し、独立役員として指定しております。
髙木　伸行	○	―――	証券会社でのさまざまな職務で培った豊富な経験および上場企業の関係諸法令に関する専門知識を有しており、また大学の客員教授、講師で培った幅広い見識に基づき適宜発言し、コンプライアンス、内部統制等に対するアドバイス等を得ております。また、当社と同氏には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
舘　充保	○	―――	弁護士としての専門的な知識･経験により企業経営を統治する十分な識見を有しており、更なる監査体制の強化を期待できると判断したことによるものであります。また、当社と同氏には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員5名全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与に関しては現在検討中です。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の年間報酬総額、監査役の年間報酬総額および社外監査役の年間報酬総額を開示しております。
直前事業年度における当社取締役および監査役に対する役員報酬は、以下のとおりであります。
・取締役の年間報酬総額 186百万円(うち社外取締役 6百万円)
・監査役の年間報酬総額 34百万円(うち社外監査役 20百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および監査役の報酬等は、株主総会の決議により、取締役全員および監査役全員のそれぞれの報酬限度額を定めることとしております。当社は任意の報酬委員会を設置しており、各取締役の報酬額はその妥当性等について、報酬委員会での検討を経た上で、取締役会で決定することとしております。また、社内取締役の報酬は、基本報酬と業績報酬で構成し、独立社外取締役については固定報酬としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役に対しては、取締役会の重要な議案について必要に応じ、事前説明や補足資料の提供を行うなどのサポート体制を確保しております。また、各事業分野の担当取締役および常勤監査役は、常時、社外取締役や社外監査役からの依頼を受けられる体制をとっております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)現在のガバナンス体制の内容
当社の取締役会は、取締役8名で構成されております。社外取締役は2名選任しており、監査役会を構成する監査役4名のうち3名は社外監査役であります。取締役会は原則月1回以上の開催とし、取締役と監査役(社外監査役含む)で構成され、最高意思決定機関として法令、定款に定める事項およびその他重要事項の決定を行っております。取締役会は取締役8名の構成に加え、監査役4名も出席し、男性11名、女性1名で運営されております。監査役会は適時開催するものとし、監査役(社外監査役含む)で構成され、監査に関する重要な事項について決定を行っております。監査役4名のうち、男性3名・女性1名の構成となっております。経営会議は、原則、常勤取締役および常勤監査役で構成され、経営方針に関する重要事項の決定等を行っております。

(2)監査役の機能強化への取り組み状況
日常業務の事務的支援は総務部が中心となって担っているほか、必要に応じて関係部署に協力を要請できる体制となっております。社外監査役として、銀行業務など異業種企業に長期間従事した経験を有し、財務経理分野に精通した人材や法務面においては現役の弁護士を確保しております。自己啓発等を目的として、外部セミナー、外部団体への加入および人的ネットワーク(異業種交流)等にも独自の判断により参加できる環境を整え、独立性と専門性の高い人材を選任しております。

(3)社外取締役、社外監査役の独立性に対する考え方
当社は、取締役及び監査役の独立性の確保は健全な会社経営にとって重要不可欠な事項であると考え、社外取締役及び社外監査役には取締役会や経営会議を通じて、取締役の業務執行を客観的な立場から監視するとともに、公正な視点での意見の表明を行う役割を期待しております。

(4)一般株主保護のための独立役員の確保の状況
社外取締役および社外監査役において、独立要件を満たす全員を独立役員として届け出ております。

(5)指名委員会、報酬委員会の設置
当社は取締役の選任プロセスの透明性ならびに客観性を確保し、代表取締役に人事権が集中することへの回避を目的とする任意の「指名委員会」と、当社の役員報酬の決定プロセスの透明性及び客観性の確保ならびに役員報酬体系の基本方針の決定と妥当性の確保等を目的とする任意の「報酬委員会」を設置しております。なお、その構成は社外役員が過半数を占めており、両委員会ともに代表取締役、上席役付取締役、独立役員及び社外役員と定め、委員長は社外取締役が務めております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であり、取締役会および監査役・監査役会が、取締役の職務執行の監督・監査を行っております。また、独立性の高い社外取締役および社外監査役の選任による経営の監督機能および監査役・監査役会による監査機能を有効に活用しコーポレートガバナンスの実効性を高めることにより、経営の監督・監査機能の適切性と効率的な業務執行体制が確保されていると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう株主総会招集通知の法定期限より可能な限り早期に発送いたしました。また、招集通知を発送するまでの間に当社ホームページおよび東京証券取引所のウェブサイトにおいて早期開示を実施しております。
その他	株主総会のビジュアル化を実施しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算期末および第2四半期決算の公表後に定期的に開催いたします。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算（四半期決算含む）短信、決算説明会資料、決算以外の開示書類、株主総会招集通知、有価証券報告書（四半期報告書含む）、株主メモ、株主優待情報、株価情報等を掲載致します。	
IRに関する部署（担当者）の設置	広報IR部	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	完全子会社である名糖運輸株式会社および株式会社ヒューテックノオリンにおいて、以下のとおりＣＳＲ活動や社会・環境問題への自主的な取組みを行っております。 〈名糖運輸〉 1．自然や社会の変化に素早く対応するため、環境マネジメントシステムの継続的改善を推進し、汚染の予防に努める。 2．関連する環境の法的要求事項と経営方針に定めた環境関連事項を遵守する。 （排出ガスの抑制、燃料の消費削減、地域社会との共生、緑化・美化運動推進等） 3．全部署で仕事の仕組みを見直し、使用エネルギーの低減を図る。 〈ヒューテックノオリン〉 冷蔵倉庫設備の冷媒として二酸化炭素排出抑制効果のある設備の導入により、環境省から「省エネ型自然冷媒機器普及促進事業」の認定を受けております。また、複合センター（在庫型と通過型を一拠点に集約）の建設により、国土交通省から「特定流通業務施設での総合効率化事業」の認定を受けております。平成24年6月には、東北運輸局より、環境保全に資する物流の効率化の促進に寄与したとして表彰を受けております。 車両については、全車両にデジタルタコグラフを装着し、安全走行はもとより燃費改善による省エネ効果を実現しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要は以下のとおりであります。

1．基本方針

当社および子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という。）は業務の適正性、有効性および効率性を確保し、企業価値の維持・増大につなげ、社会的信用の確保と食品物流機能と品質の更なる拡充による業績向上を図ることを目的に、内部統制システムを整備し、運用することが経営上の重要な課題と考えております。当社グループは、全役職員および当社グループの事業所に駐在し勤務する者を対象に、以下の基本方針を柱に、内部統制システムの構築を図ってまいります。

（1）取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①当社は、「取締役会規程」に基づき、毎月定期的に取締役会を開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止しております。

②当社は、当社グループの全役職員が遵守すべき行動の規範として「倫理行動規範」を定め周知徹底を図っております。

③当社は、当社グループの役職員等が社内において法令・規程等に違反する行為、または行われようとしている場合、それに気づいた者は内部通報委員会事務局に通報する「内部通報制度」を構築しております。また、内部通報の内容は速やかに常勤監査役に報告する体制を構築しております。

④当社は、業務執行部門から独立した監査室による当社グループの内部監査を実施し、法令・内部規程の遵守状況をチェックする「内部監査制度」を構築しております。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

①当社は、法令や社内規程に基づき、取締役会議事録をはじめとする重要な会議の議事録や稟議書等の文書等の保存を行っております。

②電磁的記録につきましては、「情報セキュリティーポリシー」を制定し取り扱いのガイドラインを明確にしております。

③取締役および監査役が、これらの情報を閲覧できる体制を構築しております。

（3）当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理に関する体制、方針を決定するとともに、グループ各部署のリスク管理体制を評価し、必要な改善を行っております。

②各部署の事業運営に付随する各種のリスクを把握・評価し、リスクの回避・軽減に関する諸規程を整備しております。

③当社または子会社において重大なリスクが発生し、もしくは発生しそうな場合、社長を本部長とした「緊急対策本部」がその対策にあたるものとしております。

④子会社において、不正の行為または法令、定款、もしくは社内規程に違反する重大な事実、その他リスク管理上懸念のある事実が発見された場合、子会社取締役は、これを当社取締役および監査役に報告するものとしております。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役の職務の執行が効率的に実施されることを確保するために、取締役会を毎月開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

②稟議決裁規程に定める職務権限表に則り、グループ各社の重要な稟議事項は当社で決裁いたします。なお、取締役会決議事項以外の事案については、経営会議において決定しております。

（5）当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

①当社グループの経営状態については定期的に開催する「業績報告会」において、グループ各社から報告を受けることとしております。

②当社は、子会社における意思決定について、子会社の取締役会規程、職務権限規程その他の各種規程に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるように指導しております。

③当社は、コンプライアンス、運輸安全等に対する教育をグループ各社にて行っております。

④当社監査室が各部署および子会社各社の業務監査を実施し、その状況および結果については重要度に応じ当社取締役会等に報告するものとし、これを受けて当社は子会社各社の職務執行の方法につき指導および支援を行っております。

（6）監査役の職務を補助する使用人およびその独立性と指示の実効性の確保に関する事項

①監査役の業務補助のために必要に応じて監査役スタッフを配置いたします。当該補助員の人事については、都度、取締役と監査役が協議することといたします。

②監査役スタッフの独立性を確保するため、当該監査役スタッフの任命、異動等人事にかかわる事項については常勤監査役の事前の同意を得るものとし、人事考課についても常勤監査役が行います。

（7）監査役への報告体制およびその他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

①当社グループの取締役および監査役ならびに使用人は、会社に重大な損害を与えるおそれがある事実があることを発見したときは、速やかに当社常勤監査役に報告しなければなりません。また、報告者に対し、不利益な取り扱いをすることを禁止しております。

②常勤監査役は、取締役会のほか経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることとしております。

③常勤監査役は、各種稟議書やその他業務執行に関する文書等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人から説明を求めることとしております。

④内部通報があった場合には、「内部通報制度」に基づき、速やかに常勤監査役へ報告することとしております。

（8）監査費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役は、独立した立場での監査活動を確保するため、必要に応じ、弁護士等外部の専門家を利用することができ、その費用は会社に請求することができるものとします。

（9）反社会的勢力排除に向けた体制

①市民社会の安全や秩序に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求事案等の発生時は、総務部を対応総括部署とし、情報を一元的に管理・蓄積し、弁護士、所轄警察署等関連機関と連携し、毅然とした態度で対応いたします。

②事案の発生を防止するため、定期的な研修活動の実施、対応マニュアルの整備を進め、平素から所轄警察署との情報交換を行い、密接な関係を構築いたします。

③日常の商行為の中で取り交わされる契約書および取引約款等の条文中に、反社会的勢力排除に関する記述を必ず盛り込むことといたします。

⑽ 財務報告の信頼性を確保するための体制
金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適正な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、別に定める「財務報告に係る内部統制評価の実施基準」に基づき、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行います。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

⑴ 当社グループは、企業としての社会的責任を果たすため、反社会的勢力の情報を積極的に収集し、反社会的勢力に対しては、正常な取引を含めた一切の関係を遮断し、これらによる資金要求などについても拒絶することと致します。なお、これらにつきましては「内部統制システム基本方針」に宣言しております。

⑵ 当社グループにおける対応部門としては、総務部とし、反社会的勢力排除に向けた取組みを行います。

⑶ 反社会的勢力排除のための情報収集や対応策の検討につきましては、弁護士、所轄警察署等関連機関、その他外部の専門機関との連携により、随時進めております。

⑷ 日常の商行為の中で取り交わされる契約書および取引約款等の条文中に、反社会的勢力排除に関する記述を盛り込むことといたします。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

コーポレートガバナンス体制

